

第62号議案

令和3年度蒲郡市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

次のとおり未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

令和3年度蒲郡市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金15,285,094,112円のうち、1,206,320千円を建設改良積立金に、7,000,000千円をその他積立金に積み立て、4,000,000千円を一般会計に繰り出し、539,650,576円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

提案理由

未処分利益剰余金を建設改良積立金及びその他積立金に積み立て、一般会計に繰り出し、並びに資本金に組み入れるため提案する。